

一般職の職員の給与に関する法律等の 一部を改正する法律(令和4年法律第17号)の概要

- 人事院は令和3年8月10日、官民比較に基づき、一般職の国家公務員のボーナス改定(引下げ)について、国会及び内閣に対し勧告(月例給については、改定の必要なしとの報告)
- 政府は、人事院勧告どおりの実施を閣議決定

概要

1 特別給(ボーナス)の改定

一般の職員	年間4.45月分	→	4.30月分	(0.15月分引下げ)
指定職職員	年間3.35月分	→	3.25月分	(0.10月分引下げ)

※ 昨年12月ボーナス引下げ相当額は本年6月ボーナスで調整

2 施行期日 公布の日